

千葉市こども・若者基本条例の制定について

1 制定の背景及び趣旨

本市ではこれまで、こども・若者施策を重要施策の一つと位置付け、千葉市こどもプランに基づき様々な取組みを進めてきたが、増加する児童虐待事案や不登校・ひきこもり事案等への対応が喫緊の課題となっている。こうした状況の中、社会全体でこどもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することにより、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、こどもや若者一人一人がおとなとして将来にわたって尊重され、自己実現を果たすことができる社会の実現を図ることを目的として、条例を制定する。

2 制定に向けた取組み

当事者であるこどもや若者をはじめ、多くの市民の方の意見を聴き、可能な限り条例案に反映させるため、以下の取組みを実施した。

- ・千葉市こども基本条例検討委員会の設置及び同委員会による審議
- ・シンポジウムの開催
- ・小学生以上を対象としたアンケート調査の実施
- ・条例検討委員会におけるこども・若者からの提言発表
- ・パブリックコメント手続の実施

3 条例の概要

項目	主な内容
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の必要性等について、こどもにもわかりやすい表現に留意して説明
第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や定義、基本理念など、条例の基本的な事項
第2章 こどもや若者の権利の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利に関する基本的事項や5つの柱、家庭や施設等における権利の保障 ・こどもの権利が侵害された場合の相談や救済 ・相談や支援など、若者の権利の保障
第3章 こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における意見表明の保障、計画策定等に当たって意見を聴く機会の確保 ・計画策定や施策実施、施設運営等への意見の反映 ・社会参画の促進のための周知啓発や機会の設定
第4章 こどもや若者に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや若者、養育者等に対する支援など、施策の推進に関する市の方針 ・施策を総合的・計画的に推進するためのこども計画の策定 ・市内部の連携や調整を強化する体制の整備 ・計画の推進状況の検証のため、附属機関による審議やこども・若者からの意見聴取

4 施行日

令和7年4月1日